明治二十五年三月三十一日　郵便物認可
△
○　○

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　一

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
企業年金基金変更関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

金融庁長官　畑中龍太郎

認可日　平成二十五年九月十九日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（貸金業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）を含む。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

２　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

３　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

４　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）

第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

（業務の透明性の確保）

第５条　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

第２章　遵守事項等各則

第１節　営業店登録の申請等に関する規則

（目的）

第６条　本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下この節において「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第７条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。

なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。

（定義）

第７条　本節において用語の定義は以下のとおりとする。

⑴　「有人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務している自社で設置する営業店をいう。

⑵　「無人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務しておらず、自社所有の自動契約受付機又は自動契約受付機及び現金自動設備が設置されている営業店をいう。

⑶　「郊外」とは、既成の市街区域の近郊にあり、自動車での交通を基礎とする幹線道路を中心とする商業地域をいう。

⑷　「近隣」とは、該当する建物の敷地及びこれらの用に供するものと認められる土地を含む周囲100メートルの区域内を目処とした地域をいう。

⑸　「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第９章に定める大学をいい、短期大学及び当該外国の学校教育制度において当該外国の大学として位置付けられ、その一部が日本国内に設置されている、いわゆる「外国大学の日本校」は含まれないものとする。

（一定の地域又は場所における有人店舗又は無人店舗の設置等）

第８条　協会員等は、以下に掲げる場合において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

⑴　商業地域及び近隣商業地域において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物にいわゆる競馬、競輪、競艇等に関する施設、パチンコ店（スロット店含む。）又は性風俗関連施設などの遊技施設等（以下この節において「遊技施設等」という。）が設けられているとき大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第２項に定める「大規模小売店舗」（以下この節において「大規模小売店舗」という。）内に設置する場合を除く。）。

⑵　郊外において無人店舗を設置する場合であって、近隣に遊技施設等が設けられているとき。

⑶　全ての地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物において、大学に係る施設が設けられているとき（大規模小売店舗内に設置する場合を除く。）。